

北海道地方独立行政法人評価委員会運営要綱
新旧対照表（案）

新	旧
<p>（目的） 第 1 条 この要綱は、北海道地方独立行政法人評価委員会条例（平成 18 年北海道条例第 2 号。以下「条例」という。）第 8 条の規定に基づき、北海道地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（部会） 第 2 条 条例第 7 条第 1 項の規定により、委員会に設置する部会の名称及び所管する地方独立行政法人については、別表 1 のとおりとする。 2 条例第 7 条第 6 項の規定により、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる事項については、別表 2 のとおりとする。 3 部会長は、部会の議決及び審議の結果について、<u>委員長</u>に報告する。</p> <p>（会議の公開） 第 3 条 委員会の会議は、北海道情報公開条例（平成 10 年北海道条例第 28 号）第 26 条の規定に基づき、北海道地方独立行政法人評価委員（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。 2 委員長は委員会の会議における審議内容が北海道情報公開条例第 26 条ただし書きの規定に該当すると認める場合は、他の委員の了承を得た上で、委員会の会議を非公開とするものとする。</p> <p>（傍聴人に対する指示） 第 4 条 委員長は、傍聴人が会議の進行を妨害する行為をしたと認めるときは、傍聴人に対し、退場を命じることができる。</p> <p>（書面による議決） <u>第 5 条 委員長は、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第 6 条の規定による会議の招集及び議決に代え書面により委員の意見を徴して、委員会の議事を決することができる。</u> <u>(1) 緊急を要する場合であって、会議を招集する時間的余裕がないと認められるとき。</u> <u>(2) 災害の発生、感染症のまん延等により会議を開くことが困難と認められる場合</u> 2 <u>委員長は、前項の規定により委員会の議事を決したときは、その結果を委員に報告しなければならない。</u> 3 <u>前 2 項の規定は、部会の議決について準用する。</u></p>	<p>（目的） 第 1 条 この要綱は、北海道地方独立行政法人評価委員会条例（平成 18 年北海道条例第 2 号。以下「条例」という。）第 8 条の規定に基づき、北海道地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（部会） 第 2 条 条例第 7 条第 1 項の規定により、委員会に設置する部会の名称及び所管する地方独立行政法人については、別表 1 のとおりとする。 2 条例第 7 条第 6 項の規定により、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる事項については、別表 2 のとおりとする。 3 部会長は、部会の議決及び審議の結果について、<u>委員会</u>に報告する。</p> <p>（会議の公開） 第 3 条 委員会の会議は、北海道情報公開条例（平成 10 年北海道条例第 28 号）第 26 条の規定に基づき、北海道地方独立行政法人評価委員（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。 2 委員長は委員会の会議における審議内容が北海道情報公開条例第 26 条ただし書きの規定に該当すると認める場合は、他の委員の了承を得た上で、委員会の会議を非公開とするものとする。</p> <p>（傍聴人に対する指示） 第 4 条 委員長は、傍聴人が会議の進行を妨害する行為をしたと認めるときは、傍聴人に対し、退場を命じることができる。</p>

新	旧
<p>(議事録等) 第 6 条 委員会の議事要旨及び会議で使用した資料は、公表する。</p> <p>(雑則) 第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。</p> <p>(別表省略)</p> <p>附則 この要綱は、平成 1 8 年 1 0 月 1 3 日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 7 日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 9 日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、令和 2 年 3 月 日から施行する。</p>	<p>(議事録等) 第 5 条 委員会の議事要旨及び会議で使用した資料は、公表する。</p> <p>(雑則) 第 6 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。</p> <p>(別表省略)</p> <p>附則 この要綱は、平成 1 8 年 1 0 月 1 3 日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 7 日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 9 日から施行する。</p>